

Title	伊福部について
Sub Title	On the Ihokibe (伊福部)
Author	村山, 光一 (Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.69- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 伊福部について

村山光一

大化前代の「部」に関する研究水準は、戦後、井上光貞・直木孝次郎・石母田正・関晃・岸俊男・平野邦雄らの諸氏によつて、飛躍的に高められたことは、今更いうまでもないであろう。<sup>(1)</sup>しかし、それでは、わが国古代の「部」の全貌は解明しつくされたか、といえは、そうはいかないのであつて、例えば、実体のわからない「部」といふようなものも、まだかなり残っているのである。この小論で取り上げようとする伊福部も、そのような、実体不明の「部」の一つである。

伊福部は、五百木部とも書く。また、雄略紀および安閑紀にみえる廬城部も、同じものと考えてよいであろう。この伊福部の実体を究明しようとする試みは、既に、明治時代から始められ、現在それについての学説は、おおよそ、つぎの三説を数えることができる。まず、それらの説を紹介し、検討を加えよう。

第一は、伊福部は吹部のことである、という説である。これは、栗田寛の唱えた説で、伊は、ただ発語に添えたのみで、吹部の義、すなわち、笛吹くことを掌る職、というものである。<sup>(2)</sup>だが、吹部としては、別に、笛吹部が設置されており、この一点からみても、この説の誤りであることは明白である。

第二は、景行天皇の皇子である、五百木之入日子命の名代、とする説である。例えば、太田亮氏がそうで、氏は、「命が景行皇子中太子に立てられ給ひし事よりするも、其孫女が応神后妃・仁德皇母なるよりするも、当時に於て重要な地位を有し給へるは争ふべからざる事なり。其御名代を残し給える当然と云ふべし」といつている。この第二の説は、名称が一致しているという点で、妥当な説のように見えるが、現在の、名代・子代の研究水準に照して考えるならば、この説も、矢張り、成り立ち得ないと思う。なんとすれば、景行天皇の時代には、まだ、名代・子代の制度がつけられていなかった、というのが今日の一般的な見解であるからである。<sup>(4)</sup>

第三は、伊福部は、火吹、すなわち、「天皇の食饌を煮焚する職」であつたとするもので、これは、佐伯有清・直木孝次郎の両氏によって提唱されている新説である。まず、佐伯氏は、延喜神祇式、踐祚大嘗祭の魚妙服事の条に、「伴造燧<sup>(5)</sup>火 兼炊<sup>(6)</sup>御飯。安曇宿弥吹<sup>(7)</sup>火」とある記事を参考にして、宮中で、火吹にたずさわる官職があつたこと、そして、伊福とは、そのような火吹のことであろうと推定された。<sup>(6)</sup> また、直木氏は、雄略紀三年四月条にみえる湯人廬城部連武彦の、「湯人」の語に着目し、それが、下級官職の一種であることを明らかにしつつ、「湯人が官職の一種であるならば、その掌るところは、湯のことにあつたと考えられる。そうすると、湯人は当然火のことも掌るわけで……」<sup>(7)</sup>と述べて、伊福部が火吹を職としたとする佐伯説を承認する。そして、さらにすすんで、湯人は、通説では、湯坐、すなわち、幼児を育てるための湯を掌る人の称、とするのに対して、直木氏は、職員令の宮内省主殿寮の「頭」の職掌中に、「湯沐」のことがあるのを論拠として、湯人本来の職は、宮中の湯を掌ることにあつた、と解し、従つて、火吹を職とする伊福部連は、このような意味での湯人に任ぜられ、トノモリ（主殿）の一員として宮中に勤務していた、と論ぜられた。<sup>(8)</sup>

この伊福部火吹とする説は、第一・第二の説の批判の上に展開しており、それだけに、首肯しうる点もあるが、少し検討してみると、つぎのような、いくつかの疑問に逢着せざるをえないのである。

(1) 佐伯・直木両氏のあげた、延喜神祇式の麓妙服条の記事は、内膳司における負名氏である安曇宿禰が、「火を吹く」とを述べたものにすぎない。従って、これを参考にしたとしても、伊福部も亦火吹を職とした、というように推論することは無理ではなからうか。

(2) 右の麓妙服条の記事は、踐祚大嘗祭における宮内省内膳司の役割を記したものである。そこで、もし伊福部連も、大化前代に於て、火吹として、この内膳司の前身、すなわちカシワデ（膳夫）に所属していたとすれば、記紀その他の史料に散見する伊福部連ないし伊福部には、多少ともカシワデ的な性格がにじみでていてよさそうなものであるが、実際にそのような記事は一つもみられない。この事実は、伊福部連が火吹、すなわちカシワデとして宮廷に勤務する官人ではなかったことを示すものではなからうか。

(3) 直木氏は、湯人廬城部連武彦の「湯人」を、宮中に勤務し、湯沐のことを掌るトノモリの一員とされたが、これは、直木氏が、伊福部連をもって火吹を本来の職務とする氏、という前提に立って、一方では、宮城十二門中の伊福部門の警備にもあたった、いわゆる門号氏族でもある以所を説明するために考えられたものと思われる。確かに、伊福部連が門号氏族であるからには、なんらかの意味で、天皇近侍氏族であったであろうし、また、この氏が湯人と称されたのも、それなりの根拠があった、とみてよいであろう。しかし、だからといって、湯人を右のように解釈しなければ門号氏族と結びつき得ない、というものではなからう。私は、この湯人については、通説のとおり、ユエ（湯坐）、すなわち、皇子の養育を担当するもの、と解して一向に差支えないと考える。なんとすれば、伊福部連を、ある皇子を養育する家柄、と見做しても、湯坐→皇子即位後は天皇近侍氏族→宮廷警備を兼務→門号氏族、というように、湯人から門号氏族にいたる過程が、十分に説明できるからである。

(4) もし、伊福部連が、火吹を職とする下級官人であったとしたら、貢納民としての「部」を所有していても、その数は、

大したことはない筈である。ところが、伊福部は、後述のごとく、全国各地に分布しており、下級官人の所有する「部」にしては、規模が大きすぎるように思われる。

伊福部火吹説についての疑問点というのは、大体このようなものである。それゆえ、これらの難点を考慮にいれるならば、この第三の説も成立し難い、というべきであろう。

これで、伊福部に関する既往学説の紹介と検討を終えるが、伊福部というものが、目下のところ、正体不明の「部」であることは、以上で明らかであろう。

それでは、伊福部とは、一体、いかなる性格の「部」なのであるか。はなはだ曖昧な所論に墮してしまふと思うが、以下、しばらく、私見を述べてみたい。

私は、端的にいえば、伊福部の実体に迫る手がかりは、先に紹介した第二の説、すなわち、五百木之入日子命の名代とする考え方の線上に求め得る、と考えるものである。(但し、この場合は、後述のごとく、名代よりも、子代とすべきであるから、これからは、五百木之入日子命の子代として考えを進めたい)。それはなぜか、といえば、伊福部が五百木之入日子命に結びつくかどうか、という問題は、一応切り離して、伊福部という「部」の性格に視点を据えて考察してみると、これは、いわゆる職業部や、または、宮廷に仕える「トモ」の出仕の資として設定された「部」とするよりは、むしろ、子代の「部」と見た方が、より適切だと思われるからである。つぎに、もう少し、その理由を具体的に述べてみよう。

第一に、伊福部が、五百木之入日子命と共通の名称を有することである。勿論、私は、この事実から、いきなり、伊福部は、五百木之入日子命の子代であった、と主張するものではないが、これは、少くとも、景行天皇関係の帝紀が作られた七世紀、或は、すこし降って天武朝頃<sup>(9)</sup>に、伊福部なるものが、子代系統の「部」であると見做されていたことを示すものではなからうか。

第二に、先代旧事本紀中の尾張氏系譜をみると、十三世孫、尻綱根命の妹、尾綱真若刀俤（応神記の細註には、志理都紀斗売と記されている）は、五百城入彦命に嫁したと記しているが、その少し前の、九世孫、若都保命について、五百木辺連祖という註をほどこして、五百木之入日子命と伊福部の親近性は、ここにも明瞭に示されている。従って、この尾張氏の系譜においても、伊福部が、子代系統の「部」と考えられていたことは、充分推測しうる。

第三に、統紀和銅六年正月丙子条に、「従四位下伊福部女王卒」という記事がのっていて、奈良時代初頭に、伊福部を名にもつ皇族が実在していたことが知られる。嘗て、岸俊男氏は、欽明朝以降に、皇子・皇女の間、その名に「部」字を含み、しかも名代・子代の名を冠する風がさかんになっている事実を明らかにし、これは、皇室領としての名代・子代の継承の仕方と関係があるらしいことを示唆されたが、私は、その生存の年代からみて、右の伊福部女王にも、この説を適用することが出来ると思うのである。従って、伊福部女王の名からも、伊福部が、名代・子代系統の「部」であったことが判明するのである。

伊福部が、本来、子代系統の「部」であった、と思われる理由をいくつかあげてみたが、さらに、進んで、伊福部関係の諸史料を検討してみても、一つとして、子代としての条件を満さないものはない、ということを書いてみたい。しかし、それには、予め、子代の一般的特徴といったものを規定しておく必要があるので、ここで、しばらく、子代と名代の問題についてふれておこう。

名代・子代については、従来、津田左右吉・井上光貞・岸俊男・関晃・平野邦雄らの諸氏が、それぞれ、独自の見解を発表しておられるが、<sup>(11)</sup>就中、最も注目すべきは、諸家の説をよく批判摂取しつつ、大化前代の「部」制度の体系的な把握を試みている平野氏の説であると思う。平野氏は、記紀その他の史料に記載されている名代・子代について検討を加えた結果、それらには、明らかに、時代的な特徴が存することを認定し、まず、応神と雄略間に設けられたものは、すべて、

天皇が現存する后妃や皇子のために設定したものであり、続いて、清寧と推古間に設置されたものは、それ以前の「部」とは性質を異にし、天皇や宮廷のもとに組織されたトモノミヤツコトモーベ制の一種であった。として、前者を子代・名代のA群、後者をB群と名づけた。そして、B群は、かならず、天皇や皇族の名を付しており、しかも、そこには、御名を後世に残すためのもの、という觀念が明らかにみられるから、これこそ本来の名代であるとし、また、A群は、皇子のために設定されたもの（后妃のためのものも、この段階では、生れてくる皇子のための養育料としての意味が含まれていた）であり、それ故に、「壬生之民」と考えられるから、これは、子代として把握すべきであるとされた。なお、この子代については、応神と雄略間に設置された、という原則の上に立ちながら、六世紀以降における子代の再生、という問題にふれ、まず、大化二年三月紀の皇太子奏文中の「皇子等所有御名入部」について、これは皇子の私有するもので、皇子の名を付した壬生部と入部の意、とすべきで、このような「部」は、六世紀以後に、B群の名代に準じて、嘗ての子代の再生したものであると論じ、また、推古天皇の十五年に定められた「壬生部」は、岸俊男氏の所説の通り、皇子のうちで大兄と皇太子にたいし、その地位を確立するために新設されたものであるから、これもまた、子代の復活として把握すべきことを主張しておられる。<sup>(12)</sup>以上が、平野氏の名代・子代論の粗筋であるが、これだけでも、従来の、子代・名代についての認識とは、格段の違いがあることを知りうるであろう。

そこで、私は、名代・子代の問題については、原則として、平野説に従うこととし、つぎに、子代の一般的特徴を、同じく、平野氏の所説によって、つぎのように列記しておきたいと思う。<sup>(13)</sup>

- (1) 子代は、すべて、后妃や皇子の名の下に「部」字をおき、「某部」の如く表記される。
- (2) 子代は、皇子の養育のために、天皇によって設定されるが、后妃や皇子が、これを領有する。
- (3) 子代の設定に当っては、皇子を養育する母方の氏族が関与したと思われる。

(4)子代は、一地域への集中性が強く、一郷を殆んど同姓で占めることも珍らしくない。これは、子代の設定された五世紀の段階においては、国造の治下の共同体をそのまま子代に編入し、国造や族長を共同体から切り離さず、かれらを通じて租税を徴収する、いわば間接的支配に留まっていたことを示す。

(5)后妃や皇子の領有民は、采女の従丁・従女、仕丁を貢進し、同時に、その資養物を負担したと思われる。

子代の一般的特徴が明らかになったところで、再び先程の問題にかえて、伊福部関係の史料から、子代的性格を検出できるかどうかの作業を行ってみよう。まず、伊福部は、「某部」という表記になっている。「某部」がすべて子代ではないことはいままでもないが、兎に角、これは、(1)の条件にかなっている。つぎに、先に直木氏の引用した、雄略紀の湯人廬城部連武彦の記事であるが、これについて、平野氏は、別に、この廬城部連は、湯沐<sub>14</sub>壬生部を率いる家筋であった、とみているが、私は、この説に賛成である。すると、伊福部は、皇子養育のための「部」ということになる。これは、(2)の条件を満たすものである。また、安閑紀元年条に、廬城部枳莒喩が、春日皇后に対して行った、女幡媛の罪を贖うため「枳莒喩、以<sub>3</sub>女幡媛、献<sub>3</sub>采女丁<sub>1</sub>」是春日部采女也并献<sub>3</sub>安芸国過戸廬城部屯倉<sub>1</sub>」<sub>15</sub>ということをした記事がある。この枳莒喩は、さきの武彦の父と思われるが、平野氏は、ここでも、枳莒喩の献じた采女丁、および春日部采女について考証し、それらは、決して采女ではなく、その従丁・従女であると論じ、この記事は、要するに、湯沐<sub>14</sub>壬生部を率いる氏である廬城部連が、その一部を割いて采女部とし、采女丁を春日皇后に献上したことを述べたもの、と解された。<sub>15</sub>廬城部から采女丁が貢進された、というのであるから、ここに(5)の特徴がみられることは明白であろう。さらに今度は、伊福部の分布を調べてみよう。大分時代が下るが、今、和名抄をみると、

大和国	宇陀郡	伊福郷	尾張国	海部郡	伊福郷	遠江国	引佐郡	伊福郷
美濃国	池田郡	伊福郷	備前国	御野郡	伊福郷	安芸国	佐伯郡	伊福郷



のごとく、かなり多くの伊福郷、すなわち、伊福部の居住地域を検出しようが、これらの地には、嘗て、伊福部の集団が存在したと見做してよいであろう。また、八世紀の戸籍やその他の史料から、因幡国某郡、出雲国神戸郡多伎郷、美濃国山片郡三井田里等に、矢張り、伊福部の集団を認めることができる。<sup>(16)</sup> さらに興味深いのは、因幡国法美郡から、和銅三年の年紀をもつ「伊福部徳足比売臣墓誌」が発見されており、しかも、この地の伊福部臣は、国造の家筋であることが立証されていることである。<sup>(17)</sup> そうなれば、先の因幡国の伊福部集団は、国造の一族である伊福部臣によって管理されていた、と推定することも許されるであろう。伊福部の居住形態にみられるこれらの特徴は、(4)の条件に充分かなうものである。このようにみてくると、個々の伊福部をとっても、そこには、子代としての性格が、随所々にじみでていることがよくわかるであろう。伊福部は、子代の範疇にいれて、まず間違いないと思う。

## 二

先程、子代の一般的特徴の(3)に、子代の設定に際して、皇子の養育にあたる母方の氏族が重要な役割を演じたらしい、ということをおあげたが、いまや、伊福部が子代であるということになると、その設定に際して、母方の氏族が関与したことは、十分に予想できるわけである。そこで、つぎに、伊福部の背後に存在する母方の氏族を考えてみよう。

伊福部の背後に存在した母方の氏族というとき、すぐ念頭に浮ぶのは、伊福部連であるが、この氏は、伊福部設立と同時に、それを管掌するために、新たに任命されたものであるから、その設定に尽力した母方の氏族そのものではなからう。といって、母方の氏族が、伊福部連と無縁のものとも思われないから、結局、伊福部連と同族で、しかも、その本宗家にあたる氏族あたりが、母方の氏族であった可濃性が最も濃いということになる。そこで、このような氏族を、新撰姓氏録から探してみると、左京神別の項に

尾張宿禰 火明命廿世孫阿曾禰連之後也

尾張連 尾張宿禰同祖、火明命之男天賀吾山命之後也

伊福部宿禰 尾張連同祖、火明命之後也

とあって、尾張宿禰と伊福部宿禰が併記されており、しかも、同様の記事が、山城国神別、大和国神別、および河内国神別にも見られるから、尾張連こそ、伊福部連の本宗家であると推定して、まず間違いないであろう。<sup>(18)</sup> さすれば、伊福部の領有者の母方の氏族も、この尾張連に擬定することが許されるであろう。<sup>(19)</sup>

伊福部の背後に存在する母方の氏族が、このように尾張連であることが判明したので、つぎに、いよいよ、伊福部論の核心ともいふべき領有者の問題に入ってゆきたいと思う。伊福部の領有者を考察するに当っては、既に、母方の氏族として尾張連を想定しうる以上、尾張連関係の後妃か、その後妃所生の皇子・皇女に限定されることは明らかであろう。そこで、同氏関係の後妃、皇子・皇女を、記から年代順に抜き出し、順次検討してゆこう。

第一表

	天皇	尾張連関係の後妃	皇子・皇女
①	孝昭	余曾多本毘売	天押帶日子命 大倭帶日子国押人命
②	崇神	意富阿麻比売	八坂之入日子命等四王
③	景行	八坂之入日子命の女 八坂之入日売命	若帶日子命 五百木之入日子命等四王 五百木之入日売命
④	継体	目子郎女	広国押建金日命(勾大兄皇子:紀) 建小広国押楯命(檜隈高田皇子:紀)

まず、①と②であるが、子代の領有者としては、年代が古すぎるし、第一、尾張氏が、このような時代に、后妃を出しうるような豪族であったとも思えないから、<sup>(20)</sup>ここでは、考慮の外においてよかろう。そうすると、③か④が領有者であったということになるが、私は、この問題については、実は、③も④も、ともに伊福部の領有者たり得た、という考え

伊福部について

方をしてみたいのである。そこで、③から検討してゆこう。③の人物中、伊福部の領有者にふさわしいものといえば、矢張り、五百木之入日子命であろうが、命は、年代の古さからいって、その有資格者でないことは明瞭である。しかし、また、考えてみれば、伊福部は子代であり、その領有者の母方の氏族が尾張連と考えられることに加えて、五百木之入日子命その人も、尾張連に関係があることが判明した以上、従来の見解のまま、この皇子と伊福部とを無関係であるとして、放置しておくことは、なんとしても不安である。そこで、この点について、もう一度再点検してみたいと思う。

今この皇子に関する記紀の記事を比較してみると、景行紀の八坂之入日売命求婚説話の一例を除き、すべて共通しており、また、一般に、記の方に、より詳細に記述しようとする傾向がみられるので、つぎに、記に基づいて、この皇子関係の史料を掲げてみよう。

(A) (崇神記) 此天皇……又娶尾張連之祖、意富阿麻比売生御子、大入杵命、次八坂之入日子命、次沼名木之入日売命。次十市之入日売命。

(B) (景行記) 此天皇……又娶八尺之入日子命之女、八坂之入日売、生御子、若帶日子命。次五百木之入日子命。次押別命。次五百木之入日売命。

(C) (景行記) 凡此大帶日子天皇之御子等、所録廿一王、不<sub>レ</sub>入記五十九王、并八十王之中、若帶日子命与倭建命、亦五百木之入日子命、此三王者、負<sub>レ</sub>太子之名。

(D) (応神記) 此天皇、娶品陀真若王之女、三柱女王。一名高木之入日売命、次中日売命、次弟日売命。此女王等之父、品陀入日子命、娶尾張連之祖、建伊那陀宿禰之女、志理都紀斗売生子也。

さて、従来、五百木之入日子命について論じられる場合、一般的には、史料(B)および(C)が取り上げられ、これらに基づいて、この皇子は、景行天皇の数多くの皇子のなかで、倭建命、若帶日子命(後の成務天皇)とならんで、三太子の一人

とされ、景行天皇の後継者たりうる資格をもつ、有力な皇子である、というふうには評価されるのが常であった。<sup>(21)</sup>そして近時は、さらに、一步進んで、三太子のなかでは、この皇子のみが、崇神王朝の血脈を継承する人物にふさわしい「イリヒコ」の名を有し、一方、他の二皇子は、神話上の人物であったり、後世風のタラシ系の名をもつところから、五百木之入日子命こそ、景行天皇の唯一正統の後継者であった、とする説も行われている。<sup>(22)</sup>しかし、この皇子についての、かような解釈は、一見、合理的なように見えて、実は、大きな誤りを内包していたのである。それは、最近、吉井巖氏が、史料(C)の信憑性について、根本的な疑問を呈示されるに及んで明らかにしたことである。事柄の重大性にかんがみ、つぎに、吉井氏の所説を紹介しておこう。氏は、史料(C)における倭建命が、同じ景行記冒頭の帝紀的部分では、「小碓命。亦名倭男具那命」としか記されていないことに注目し、「倭建命なる名は、本来の景行記の帝紀的部分にはなかった名であって、現在の景行記の帝紀的部分にみえる倭建命の記載は、倭建命の系譜と物語とが完成して、元の景行記と合体する際に架上せられたものと考えてよい」として、このように、後時において、書き加えられた記事を内に含む三太子伝承の記述の時期も、また、決して古いものではなく、倭建命物語の完成する時期を参考にすれば、七世紀以前にはさかのぼりえないことを明らかにされた。<sup>(23)</sup>かくて、吉井氏によれば、五百木之入日子命は、「崇神王朝の支配者でも日嗣皇子でもなかったのであるが、それは、わづかに崇神王朝の歴史的事実をとどめる存在であった」というふうに見做されるわけである。なお、吉井氏は、史料(D)の批判もおこない、その補註部分の、五百木之入日子命と品陀真若王との親子関係を示す系譜記述の形式が、「何某者……也」という、記としては、全く例外的な形をとっている事実を明らかにし、このような註記は、記の成立時に添加記述せられたものであることを論証して、<sup>(25)</sup>ここでも、五百木之入日子命が、崇神王朝と応神天皇を結ぶ懸橋の如き重要な役割を果していることを否定されたのである。

以上、吉井氏の所説のごく一部を述べたにすぎないが、これだけでも、五百木之入日子命を、自明のことのように、景

行三太子の一人与考えてきた根拠が、いかに薄弱なものであったは明瞭であろう。今日では、この吉井氏の研究によって、少くとも、景行三太子の一人としての五百木之入日子命は、歴史的人物ではなく、後世、恐らく七世紀頃ある事情に基づいて作為された、伝承上の人物であったということだけは確められた、といってよいであろう。私も五百木之入日子命については、このような見解に従いたいと思う。

景行三太子の一人としての五百木之入日子命は、実は、七世紀頃に作為された伝承上の皇子であるとすれば、伊福部との関係については、全く新しい観点から考え直さねばならないことになる。しかも、両者の関係を説明することは、そうたやすいこととも思われないので、以下、しばらくこの問題に取りこんでみたい。

まず、五百木之入日子命の伝承がある事情に基づいて出来上ったというとき、その「ある事情」とはなんであったかが問題である。これについては、矢張り、吉井氏の、史料(D)の批判が解決の手がかりとなると思う。すなわち、吉井氏は、史料(D)の補註部分に、品陀真若王の母として、尾張連出身の志理都紀斗売の名が記されて、真若王と尾張連とが密接な関係を有していること、および、崇神王朝と応神天皇の間という、王朝の継ぎ目に、尾張連の名が現われることに注目し、それらは、単なる偶然ではなく、継体王朝の成立朝に、后妃の家として、中央豪族の仲間入りをした尾張連の試みた作為によるものと見做しておられるのである。<sup>(26)</sup>これは、甚だ注目すべき見解であって、もし、これが妥当な解釈であるとすれば、この補註の系譜に、志理都紀斗売を娶ったと記されている五百木之入日子命も、また、尾張連と密接な関係があったと考えられるわけである。従って、この補註の系譜から、われわれは、尾張連が、継体朝頃、五百木之入日子命に、自己の祖先の系譜を結びつけることに成功し、さらに、この皇子の格をも高めようと苦心している様子を伺うことが出来るであろう。そして、また、その後の推移を眺めるとき、七世紀に入ると、五百木之入日子命は、遂に、景行三太子の一人として定着するわけであるが、それも、六世紀代において、既に右のごとき下地が出来上っていたからであり、また、尾張

連が、引き続き努力を重ねたからこそである、と考えれば、ごく自然に理解し得るのではなからうか。景行三太子の一人としての五百木之入日子命を誕生せしめたものは、まさに、このような、尾張連の執念であった、と云ってよいであろう。

伊福部と、伝承上の五百木之入日子命との関係を考える上での第二の問題点は、もし、両者が結びつき得るものであるとすれば、それは、要するに、仮空の人物のために子代が設定されたということになるから、ここで、そのような事態が、実際に起り得べきものなかどうかをはっきりさせる必要がある、ということである。平野氏は、子代というのは、現存する后妃や皇子のために、天皇が設定したものと解しておられる。<sup>(27)</sup> 子代がすべてこのようなものならば、現存しない皇子に対して、子代が設けられるというようなことはあり得ないはずである。しかしながら、原則はそうであったとしても、実際には、応神天皇以前の帝紀が作られたといわれる七世紀頃に、崇神王朝の何人かの皇子に対して、恐らく、その名を記念するために、新たに、その皇子の名を付した子代（平野説に従えば、御名入部）を設けたり、或は、既に設定されている「部」を、その子代に編成替えするということが行はれた、と思われるふしがあるのである。例えば、大宝二年の美濃国味蜂間郡春部里戸籍に、若帯部阿尼売、若帯部伊多売を載せ、同じく本簀郡栗栖太里戸籍、加毛郡半布里戸籍に、若帯部を名のるもの若干名を載せている。また、天平六年の出雲国計会帳に、「進上雇民若帯部村男云々」とあって、この地にも若帯部がいたことが知られるが、これらの若帯部は、なんといっても、景行三太子の一人である若帯日子命と結びつけて、この皇子の子代とするのが一番自然ではなからうか。さすれば、若帯部は、若帯日子伝承が成立する七世紀頃に、この皇子の名を記念するために設定された子代、と考えることができるわけである。尤も、このような場合、現実に存在しない皇子のために子代が設定されることになるから、その領有者は誰であったか、という疑問が生じてくるが、この点については、最早、特定の個人ではなく、宮廷であったと考えるほかはないであろう。一般に、子代の領有者は、最初は、

当然、特定の后妃や皇子であるが、これらの領有者が即位したり、死亡したりして時代がたつと、その子代は、やがて宮廷領に編入されてゆく、と平野氏は推定しておられるが、<sup>(28)</sup>そのような観点に立つならば、七世紀頃に、始めから宮廷領として設定された子代が現われても、そうおかしいことではないわけである。

このようにみてくると、景行三太子の一人としての五百木之入日子命は、七世紀に、尾張連によって作り上げられたが、その時、この太子の名を記念して子代が設置され、それは「イオキ部」と命名された、と想定することが許されるのではなからうか。私が、五百木之入日子命をもって伊福部の領有者である、と述べたのは、実は、このような意味においてであった。

第一表の③についての考証はこれ位にして、引き続き④の検討に移り、④の人物中にも、伊福部の領有者と思われるものが存在したことを論じてみたい。

それには、予め、もう一度、伊福部と五百木之入日子命との関係を吟味する必要がある。一体、この両者が密接な関係にあるという時、われわれは、五百木之入日子命を、六世紀以降に作為された伝承上の皇子、と見做すことによるか、それを承認しえたわけであるが、そうした場合、実は、一つ工合の悪い問題がわだかまっていることに気付くのである。それは、伊福部は、その規模の点からいって、伝承上の皇子の記念碑として新設された子代とは思えない、ということである。何故ならば、伊福部が、そのような子代として、七世紀代に新設されたとすれば、既に述べた如く、七世紀という時代の大勢からいって、小規模で、散在的な「部」となるのが似つかわしいわけであるのに、<sup>(29)</sup> 事實は、それとは全く異なり、多くの集団的な部民を有する、典型的な子代であるからである。しかも、そのような「部」にふさわしく、中央には、中央伴造としての伊福部連がおり、さらに、この伊福部連は、天皇近侍氏族となつて、宮城十二門のうちの一門の守衛にあたっているのである。そうすると、五百木之入日子命の伝承が成立した後、伊福部が新設されたとすると、伊

福部のこれらの特徴は説明しにくくなるのであって、むしろ、伊福部の実体の方が先に設定されていて、後に、五百木之入日子命の伝承が形成されるに及んで、伊福部は、この太子を記念する子代として再編成されて成立した、と考えねばならないのである。伝承上の五百木之入日子命と伊福部は、ストレートに結びつくものではなく、その関係は、どうやら、もう少し屈折していたようである。

然らば、五百木之入日子命の子代となる以前の伊福部（以下、これを原伊福部と呼ぶことにする）とは、いかなる性格の「部」であり、また、その領有主体はいかなるものであったであろうか。まず、その性格であるが、既に、伊福部関係の史料の多くに、子代としての諸特徴が現われていることは検討済みであるから、この点からみて、原伊福部も、恐らく、子代系統の「部」であった、と見做して差支えないであろう。つぎは、原伊福部の領有主体の問題であるが、ここにいて、私は、第一表の④のグループが決定的な重みをもってくる、といたいのである。その理由はこうである。すなわち、原伊福部が子代系統のものであるとすれば、その領有者の推定にあたっては、矢張り、尾張連の関係者中に求めるのが妥当であろうし、また、尾張連の關係者を尋ねてゆけば、当然、④の継体天皇妃目子郎女と、その所生の勾大兄皇子と檜隈高田皇子の三人にゆきあたるのである。然るに、この三人の生存した六世紀前半は、子代設置の時期として、決して不自然ではなく、<sup>40)</sup>また、尾張連も、丁度、中央豪族の仲間入りをし得た時期でもあるから、これらを考え併せるならば、目子郎女とその二皇子こそ、原伊福部の領有者の最有力候補者といえるからである。

それでは、原伊福部の眞の領有者は、④の人物中の誰であったであろうか。大分、憶測が混るが、しばらく私見を述べてみたい。

結論を先にいえば、檜隈高田皇子が、原伊福部の領有者であった可能性が一番大きいように思われるのである。この皇子は、檜隈地方に居住していたことが、その名より知られ、即位後は、檜隈の廬入野に都したので、檜隈廬入野宮御宇宣



化天皇<sup>(31)</sup>などといわれている。ところで、この廬入野という表記であるが、私は、塵袋所引の尾張国風土記逸文に

尾州葉栗郡、若栗郷に宇夫須那の社と云ふ社あり。廬入姫の誕生産屋の地なり。故に以て社の号となすと云ふ

とある記事の廬入姫と関係があるように思えてならないのである。勿論、この記事は、鎌倉時代のものであるが、その中の廬入姫については、延喜式神名帳に、葉栗郡伊富利(部)神社の名が見えており、また、尾張国内神名牒には、羽栗郷のほかにも、愛知郡にも伊福利天神があり、この神は、かなり古くから、尾張国のウブスナ神として信仰されていたことが知られるのである。一方、宣化天皇は、父継体天皇が越前にいた時に生れたと思われるから、その幼少時代を、母の里である尾張連のもとで過した可能性は濃いわけである。してみると、この皇子が、後に父とともに大和入りをし、檜隈の地に居を定めた時、そこを、廬入神にちなんで廬入野と命名した、というふう<sup>(32)</sup>に推定することも出来ないことはなさそうである。廬入野の由来を、このように解するならば、われわれは、廬入野宮の名称は、既に、「檜隈高田皇子」時代の宮殿においても使はれていた、と想定することができるであろうし、また、この皇子のために、子代が設定されたという場合、それは、この宮号によってイフリ部と呼ばれた、と見当をつけることもできるであろう。しかも、このようなイフリ部が、実際に設定されたと仮定する時、「イフリ」は、伊福部の「イフキ」と類音語であることは明白であるのみならず、「イフリ」と「イフキ」は、後述のごとく、実は、同じものを指している言葉と見做しうるから、このイフリ部から伊福部への移行が、極めて容易に説明できるのである。従って、私は、これらの理由に基づいて、檜隈高田皇子の子代としてイフリ部が設置された、と仮定し、この皇子をもって、原伊福部<sup>(33)</sup>イフリ部の領有者と認めておきたいと思うのである。ここに於いて、伊福部は、七世紀に、五百木之入日子命の記念碑として設定されたものであるが、それ以前に、原伊福部といふべきものがあり、それは、檜隈高田皇子の子代、イフリ部であった、ということになるわけであるが、最後に、イフリ部から伊福部への転換の事情について、考えると、考えるところを述べてみたい。今、私は、廬入野と廬入姫との関係につい

て、一つの推測を下したのであるが、この廬入姫については、もう一つ、重大な事柄が、古事記伝の著者によって指摘されているのである。それは、廬入姫は、実は、景行天皇の皇女で、五百木之入日子命の妹である五百木之入日売命と同一の人物と考へうる<sup>(32)</sup>、ということである。これは、極めて興味ある事柄であつて、まず、イフリとイフキは相通じることが、ここで確認<sup>(33)</sup>しうるし、また、ここから、伝承上の五百木之入日子命と五百木之入日売命の兄妹は、尾張連が、自己の信仰する廬入神を、崇神王朝の血脈をひく某入日子・某入日売に附会することによって創造したものではなからうか、と推定することも可能となつてくるであらう。かくて、イフリ部から伊福部への転換は、この事実を介して、つぎのように説明しうるのではなからうか。すなわち、まず、継体朝か安閑朝に、檜隈高田皇子のために子代（或は名代入部）イフリ部が設定され、同時に、それを管掌する中央伴造としての「イフリ部連」が、尾張連の一族から任命された。その後、尾張連は、廬入神をもとにして、五百木之入日子命・五百木之入日売命を創造したが、七世紀に入ると、この五百木之入日子命は、景行三太子の一人としての地位を獲得した。一方、イフリ部は、宣化天皇の没後は、特定の領有者を失い、宮廷領に編入されていたが、その管掌氏族である「イリフ部連」および尾張連は、このような現状にあきたらず、たまたま、五百木之入日子命が景行三太子の一人に昇格したのを好機として、この太子の名を顕彰することを図り、イフリ部の名称を、新たに、イフキ部と改めることを朝廷に願ひ出で、その許可を得るに及んで、ここに、五百木入日子命を記念する子代としての伊福部が誕生したのである、と。

以上、推定の上にさらに、推定を重ねる、というふうなことになつてしまつたが、伊福部が尾張連と密接な関係を有する子代であることは確かだと思つるので、このような憶測を敢えて試みたようなわけである。この小論が、伊福部の解明への一助ともなれば幸である。

註

- (1) 井上光貞「部民の研究」(『日本古代史の諸問題』昭和二十四年)
- 直木孝次郎『日本古代国家の構造』(昭和三十三年)
- 石母田正「古代の身分秩序」(『古代史講座7』昭和三十八年)
- 関晃「大化前代における皇室私有民」(『日本経済史大系1』昭和四十年)
- 岸俊男「光明立後の史的意義」(『日本古代政治史の研究』昭和四十一年)
- 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』昭和四十四年
- などは、その代表的なものといえよう。
- (2) 栗田寛『新撰姓氏録考証』
- (3) 太田亮『姓氏家系辞書』昭和四十三年
- (4) 平野邦雄前掲書 二七九ページ以下参照
- (5) 佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(『新撰姓氏録の研究』研究篇 昭和三十八年)
- 直木孝次郎「門号氏族」(『日本古代兵制史の研究』昭和四十四年)
- (6) 佐伯有清前掲書 四六五ページ
- (7) 直木孝次郎前掲書 八八ページ
- (8) 直木孝次郎 前掲書 八八〜八九ページ
- (9) 平野邦雄 前掲書 二八一ページ
- (10) 岸俊男 前掲書 二三四ページ
- (11) 津田左右吉「子代と名代の部」(『日本上代史研究』昭和五年)
- 井上光貞・岸俊男・関晃・平野邦雄の諸氏の研究は、註(1)のそれぞれの著書および論文を参照。なお、子代・名代の学説史は、平野氏の「前掲書」第五編第一章に載っている。
- (12) 平野邦男 前掲書 二八三ページ以下
- (13) 註(12)におなじ
- (14) 平野邦雄 前掲書 一一六ページ
- (15) 平野邦雄 前掲書 一一四〜一一六ページ
- (16) 伊福部の分布については、直木氏の前掲論文 九一〜九二ページ参照
- (17) 大野雅熙「伊福部系図について」(『日本上古史研究』一〇一〇)
- 直木孝次郎 前掲論文 九〇ページ
- (18) 山城国神別では、尾張連・六人部連・伊福部、大和国神別では、尾張連・伊福部宿禰・伊福部連、河内国神別では、尾張連・五百木部連というように、必ず尾張連の方が先に記されている。なお、宿禰姓は、天武十三年の八色姓制定以後の姓なので、本稿では、尾張氏の姓は、天武十三年以前の連姓で統一した。
- (19) 尾張連の勢力圏内に、伊福部が集中しているが、これは、尾張連が、伊福部の領有者の母方の氏族であったことを傍証している、といえよう。すなわち、尾張国海部郡に伊福郷(和名抄)、愛知郡日下部郷内に伊福村(尾張国風土記逸文)があり、

また、尾張国伊福部御厨（神鳳抄）の存在も知られる。

(20) 吉井巖「火明命」（『天皇の系譜と神話』昭和四十二年）一

四二ページ

(21) 既述の太田亮氏は、そのような考え方をしている。

(22) 例えば、井上光貞『日本の歴史1 神話から歴史へ』（昭和

四〇年）二七七ページ以下の叙述参照

(23) 吉井巖「崇神・垂仁の王朝」前掲書 七五～七九ページ

(24) 吉井巖 前掲論文 九三ページ

(25) 吉井巖「火明命」前掲書 一二九～一三五ページ

(26) 吉井巖 前掲論文 一四二～一四三ページ

(27) 註(12) 参照

(28) 平野邦雄 前掲書 二九二ページ

(29) 例えば、平野氏は、「大化前代の社会構造」（岩波講座『日

本歴史 古代2』昭和三十七年）において、六世紀における部

民支配の形態として、族長の共同体を戸に分割支配する、新し

い方式が採用されたことを指摘している。

(30) 平野氏は、名代・子代のA群（すなわち子代）を応神ノ雄

略の間、B群（すなわち名代）を清寧ノ推古の間というふう

A群とB群の境を峻別しているが、A群の子代の終末期を六世

紀前半までずらし、A群とB群の重なり合う時期を想定しても、

そう不都合はあるまいと思う。また、雄略の時代と、継体の時

代とは、絶対年代にそう大きな違いはないのである。

(31) 宣化天皇の廬入野宮については、延喜諸陵式の、このよう

伊福部について

な表記のほかに、檜前五百野宮（威奈真人大村墓誌）、檜前伊富  
利野乃宮（阿波国風土記）などの表記がみられる。

(32) 古事記伝 二十六之巻

(33) なぜ、イフリとイフキが同じことになるのか、この点につ  
いては、記伝はなんら説明をしていない。この際、イフリとイ  
フキが同義語であるならば、その理由を明確にする必要がある  
と思う。私自身は定見はないが、一案を述べてみたい。まず、  
イフキであるが、これは、神代記、二神誓約の段に「吹き棄つ  
る気吹の狭霧に成れる神」とでてくる「気吹」のことである  
う。気吹とは、口から吹きだす息のことである。古代人は、こ  
の気吹に、生命力の躍動するさまを感じとったのであろう。一  
方、イフリであるが、これは、祝詞、大祓詞の中に、「高山の  
伊穂理、短山の伊穂理を撥きわけて」とある伊穂理のことでは  
なかるうか。伊穂理の語義は不明であるが、大祓詞の文脈から  
みて、霧・雲などのもやもやとたちこめることを意味すると考  
えられている。してみると、イフキとイフリは、意味の上でか  
なり近い言葉であることが知れるのである。